

介護者談話室をご利用ください！

みたか社協では、家族の介護をしている介護者の皆さんが一人で介護を抱え込まないように、介護者の皆さんとの交流や情報交換を毎月開催しています。

「日ごろの介護で疑問に感じていること聞いてみたい」「とにかく自分の話を聴いてほしい」など、お気軽にご参加ください。

認知症 介護者談話室

日時：第4火曜日 13時～15時
場所：福社会館 2階会議室

介護者ひろば どんぐり山

日時：第1火曜日 13時30分～15時30分
場所：特別養護老人ホームどんぐり山
1階食堂（大沢4-8-8）

男性介護者交流会

日時：6、9、12、3月の第1土曜日
13時～15時
場所：福社会館 2階会議室
対象：男性介護者、介護経験者

介護者ひろば けやき苑

日時：第3木曜日 14時～16時
場所：三鷹市高齢者センターけやき苑
1階食堂（深大寺2-29-13）

6丁目介護者ひろば

日時：第4金曜日 13時～15時
場所：みんなの家6丁目
（下連雀6-13-10篠原病院駐車場）

注意 開催日は変更する場合があります。
参加の際は下記へご確認ください。

三鷹市社会福祉協議会 在宅サービス係

電話 0422-79-3505

住所 三鷹市野崎1-1-1 福社会館2階



4月から『介護予防・日常生活支援総合事業』が開始！

平成28年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が始まりました。



「総合事業」はどんな事業？

介護保険制度の中で要支援1、2の方が利用できるサービスのうち予防訪問介護（ヘルパー）と予防通所介護（デイサービス）の利用が総合事業に移行し、三鷹市の事業として提供されます。利用できるサービスは、これまでと同じ国の基準のサービスと新たに三鷹市独自の基準によるサービスが提供されます。なお、ヘルパー、デイサービス以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は変更ありません。

「総合事業」はどのように利用できるの？

現在、要支援1、2の方でヘルパー、デイサービスを利用している方は、要支援・要介護認定の更新後から利用できます。したがって、4月以降も認定が更新されるまでは現在のサービスが利用できます。実際の利用に際しては、地域包括支援センターやケアマネジャーと相談してください。

ご不明な点は、三鷹市高齢者支援課へお問い合わせください。



【問い合わせ】 三鷹市高齢者支援課 電話：0422-45-1151



介護者談話室 担当職員異動のお知らせ！

4月1日付で職員の人事異動があり、介護者談話室の担当が変更することになりました。道三に代わり新たに川村が担当になりますのでご紹介します。

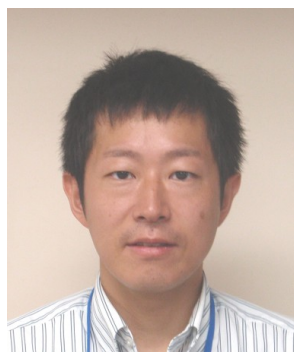
新任の川村より

今まで総務係や権利擁護センターの担当をしてきました。皆様から教えていただきながら、早く慣れるよう努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



前任の道三より

介護者談話室では介護に関するだけでなく、人生の諸先輩方から「生きることとはどういうことなのか」を学ばせていただきました。大変ありがとうございました。



地域で介護者を支える シリーズ3

介護者ひろば けやき苑

(毎月第3木曜日 午後2時～4時)



みたか社協では、「もっと身近なところで介護者が集まって情報交換する場があると参加しやすい」というご意見を頂き、平成26年度より皆さんがお住まいの身近な地域で介護者が集まれる場所を開設しています。

平成28年2月から、深大寺2丁目にある「三鷹市高齢者センターけやき苑」に協力いただき、1階の食堂で「介護者ひろば けやき苑」を開催しています。

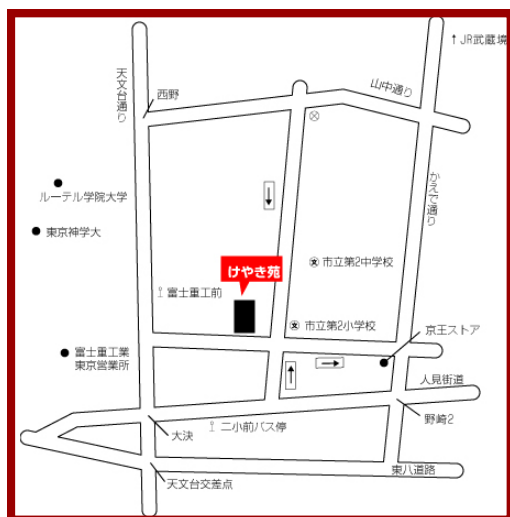


日頃の介護の愚痴を聞いてもらったり、困っていることについてアドバイスをもらったり、介護者同士の情報交換や交流をしています。

また、お話だけでなく、着物などの生地を貼り合わせて自分なりのデザインを作る「布あそび」の時間も取り入れています。短い時間ですが、手先を動かしてリフ

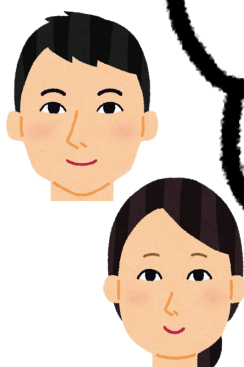
レッシュする時間もあります。

一人で介護を抱え込まず、介護者ひろばにお話しに来てください。皆様の参加をお待ちしています。



参加者の感想

- ・大変なのは自分だけじゃないと分かり勇気がでた。
- ・自分が知らなかった情報を知ることができ、とても参考になった。
- ・家にいると自分がおかしくなってしまうそうだった。ここに来て話をするだけでもホッとします。





インフォメーション



介護のことから日常生活のことまで、利用できる制度やサービスなど皆さんの役に立つ情報をお知らせしています。

高齢者向け給付金のお知らせ！

住民税非課税の高齢者を対象に、個人消費の下支えを行うための臨時的な措置として給付金が支給されます。

対象となる可能性のある方には、4月下旬以降に申請書が三鷹市から世帯主宛てに送られてきます。

○対象者 平成27年1月1日(基準日)時点で三鷹市に住民登録があり、次の

①～④の全てに該当する方

- ①平成29年3月31日時点で65歳以上
- ②27年度の住民税(均等割)が課税されていない
- ③27年度の住民税(均等割)課税者に扶養されていない
- ④生活保護などを受給していない

○支給額 支給対象者1人につき3万円

○申請方法 7月末までに三鷹市へ申請する

【問い合わせ】

三鷹市高齢者向け給付金コールセンター
電話:0422-44-3102

振り込め詐欺にご注意を！

今年に入ってから三鷹市内では計4件、総額で1,650万円の特殊詐欺被害が確認されています。

【こんな電話にはご注意ください】

- ・息子や孫を装い「会社のお金をいれたカバンを盗まれてしまい、バレたら首になる」と言いお金を騙し取ろうとする。
- ・市役所の職員を名乗り「還付金がある」と言い、ATMを使ってお金を振り込ませようとする。
- ・「老人ホームに入居できる権利が当たった」と言いお金を騙し取ろうとする。

不審な電話がかかってきたら直ぐに110番通報をしましょう！

『介護者のつどい』の日程が決定！

みたか社協では、介護者の皆さんのリフレッシュを目的に1泊の宿泊旅行の「介護者のつどい」を開催しています。平成28年度は下記の日程で実施します。行先等については、現在、介護者談話室企画委員会で検討中です。詳細は、10月2日発行の市報等でお知らせします。

平成28年11月15日(火)～16日(水)



社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会 (在宅サービス係)

三鷹市野崎1-1-1 福祉会館2階

電話 0422(79)3505
FAX 0422(71)2053

